

令和元年台風第 19 号に伴う災害廃棄物の処理に関する協定書

特別区長会（以下「甲」という。）、東京都市長会（以下「乙」という。）、東京都町村会（以下「丙」という。）、宮城県大崎市（以下「丁」という。）、東京都（以下「戊」という。）及び宮城県（以下「己」という。）は、令和元年台風第 19 号により発生した一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 2 項の一般廃棄物をいう。以下「災害廃棄物」という。）の処理（運搬、処分又は再生をいう。以下同じ。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、令和元年台風第 19 号の被災地である宮城県内で発生した災害廃棄物が、宮城県内及び周辺県の処理施設の受入能力の限界等により処理が見込めないことから、都内清掃工場で早期に処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第 2 条 本協定の有効期間は、令和 2 年 1 月 31 日から令和 2 年 12 月 31 日までとする。
2 本協定の有効期間は、甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議の上、合意により有効期間を短縮し、又は延長することができる。

（受入期間）

第 3 条 災害廃棄物の受入れは、令和 2 年 2 月 3 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間とする。ただし、戊が別途指定する期間は除く。

（役割分担）

第 4 条 災害廃棄物の処理に関し、甲、乙、丙、丁、戊及び己の主な役割は次のとおりとする。

（一）甲の役割

ア 特別区で組織する東京二十三区清掃一部事務組合が運営する清掃工場において、丁から災害廃棄物を受け入れ焼却処理することについて、円滑に処理されるよう協力すること。

イ その他甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議の上、甲の役割として合意するもの

（二）乙及び丙の役割

ア 丁から受け入れる災害廃棄物を多摩地域に所在する清掃工場において焼却処理し、その焼却灰を最終処分することについて、円滑に処理されるよう協力すること。

イ その他甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議の上、乙及び丙の役割として合意するもの

(三) 丁の役割

- ア 災害廃棄物の性状を東京二十三区清掃一部事務組合、多摩地域に所在する清掃工場が指定する受入基準に適合させた上で、災害廃棄物を搬出すること。
- イ 東京二十三区清掃一部事務組合、多摩地域に所在する清掃工場への災害廃棄物の処理費用の負担
- ウ その他甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議の上、丁の役割として合意するもの

(四) 戊の役割

- ア 災害廃棄物の処理に係る東京都内の調整に関すること。
- イ 己との連絡及び調整に関すること。
- ウ 東京二十三区清掃一部事務組合から排出された災害廃棄物に係る焼却灰を最終処分すること。
- エ その他甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議の上、戊の役割として合意するもの

(五) 己の役割

- ア 災害廃棄物の処理に係る宮城県内の調整に関すること。
- イ 戊との連絡及び調整に関すること。
- ウ その他甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議の上、己の役割として合意するもの

(災害廃棄物の性状等)

第5条 丁が搬出する災害廃棄物の性状、搬出量及び輸送方法は次のとおりとする。

(一) 性状

可燃性混合廃棄物（分別破碎等の前処理を実施したものに限る。）、稲わら（土砂混じりのものを除く。）

(二) 搬出量

本協定期間内における搬出量の合計は約 4,000 トンとする。

(三) 輸送方法

戊及び己が手配する鉄道輸送コンテナ（12 フィートコンテナ）で搬出するものとする。

(受入困難物の取扱い)

第6条 東京二十三区清掃一部事務組合、多摩地域に所在する清掃工場は災害廃棄物が次の各号のいずれかに該当する場合においては、受入れを拒否し、丁に返却することができる。

(一) 前条（一）の性状に該当しないもの

- (二) その他東京二十三区清掃一部事務組合、多摩地域に所在する清掃工場において、処理を行う場合に支障をきたすと東京二十三区清掃一部事務組合、多摩地域に所在する清掃工場が判断したもの

2 前項の場合において、返却に要する費用は丁が負担するものとする。

(協議)

第7条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、その都度甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議の上決定する。

本協定を証するため、本書を6通作成し甲、乙、丙、丁、戊及び己は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年1月31日

甲 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
特別区長会
会長（江東区長）山崎 孝明

乙 東京都府中市新町二丁目77番地の1
東京都市長会
会長（立川市長）清水 庄平

丙 東京都府中市新町二丁目77番地の1
東京都町村会
会長（奥多摩町長）河村 文夫

丁 宮城県大崎市古川七日町1番1号
大崎市
市長 伊藤 康志

戊 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
知事 小池 百合子

己 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県
知事 村井 嘉浩